

お住まいの住宅に防犯カメラを設置する方を支援します

第2弾

家庭用防犯カメラ購入費補助 受付のお知らせ



申請受付【申請手続を見直し、利用しやすくなりました】

令和8年4月1日～9月30日

※土日・祝日は窓口での受付は致しかねます（電子申請を除く）。

○補助金額

30,000円を上限に、補助対象経費（※）の2分の1を補助
(1,000円未満切捨て)

※補助対象経費は、町ホームページで確認してください。

○申請方法

所定の申請書に、以下の書類を添付して産業課へ御提出ください。便利な電子申請もあります。

- ①領収書等の写し
- ②家庭用防犯カメラ等の設置状況が分かる写真
- ③申請者の本人確認書類の写し

申請は1世帯
1回限り

※前期の申請も1回に含みます

○手続かんたん3ステップ

- 1 工事着工・支払い
- 2 申請書・領収書の提出
- 3 補助金振込



我が家も地域も安心!

第1期の補助事業では115件が申請し、防犯カメラが設置されました。**町民一人ひとりの防犯意識は地域の防犯力を高めます!**ぜひ、制度の活用を御検討ください。

手続には領収書が必要となります。紛失されないようご注意ください。

五霞町産業課 暮らし環境係

電話 84-2582 (直通)

午前8時30分～午後5時 土・日・祝日を除く

補助金の申請、制度の詳細については、町ホームページから確認してください。

本紙裏面にQ&Aと要件があります。



補助制度に関する Q&A

Q. カメラ設置するのに支柱が必要。経費に含まれるか？

A. 防犯カメラを設置する上で必要な場合は、経費に含めます。

Q. 自身でカメラを自宅に取り付けてもよいか？

A. はい。その場合、設置工事費が生じなくなります。

Q. 過去に購入したカメラは対象になるか？

A. 前回（第1期）の補助制度の申請締切日（令和7年11月25日）以降に購入したものを対象とします。

Q. 同一敷地に2棟の住宅があるときは、それぞれの世帯主が申請できるか？

A. はい。別棟にお住まいであれば、それぞれの世帯主で申請することができます。

Q. 前回（第1期）と今回（第2期）の補助制度は別物か？

A. 同一事業として実施します。補助率等は同様とし、手続を簡素化しました。

Q. 防犯カメラとしての性能を備えたドアホンは対象になるか？

A. 補助の対象とはなりません。

Q. カメラの設置を表示する「看板」の設置は、必須か？

A. 必須となりますが、本補助制度の基準を満たしている既存の看板がある場合は、改めての購入は不要です。

補助金を受けるための **主な交付要件**

交付対象者	補助対象製品等	設置基準
<ul style="list-style-type: none">・住民登録のある方で、設置する自宅（店舗等兼用住宅可）に居住又は居住予定の方・申請者又は申請者と物理的に同居する者が、本補助金を受けていないこと・世帯主又は世帯を代表する者（主たる生計維持者）を申請者とし、町税等の滞納がないこと・申請者が自宅及び敷地の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること	<ul style="list-style-type: none">・自宅の敷地内を継続して撮影し、画像データをHDD、SDカード、クラウド上などに常時記録する機能を備え、後日にデータを確認することができるもの・9月末までに設置完了するもの・未使用品（リース不可）・公的機関が行う他の補助制度による補助を受け、又は受ける予定のものでないこと・機器の設置工事に必要とされるもの	<ul style="list-style-type: none">【防犯カメラ】・自宅敷地内の屋外に設置すること・自宅敷地内を主として撮影すること・撮影範囲は、他人のプライバシーを十分に配慮すること【防犯カメラの設置看板】・購入した看板（既製品）・黄色又は赤色等の警告色が入ったもので、見た者に内容が一般的に伝わること・可能な限り道路から確認できる位置に設置すること

※交付要件の詳細は、必ず町ホームページで確認してください。

△申請時の注意事項△

- ✓製品の購入・契約をする前に、五霞町公式ホームページに掲載されている補助要件等を必ず御確認ください。
- ✓申請に領収書を添付いただきます。紛失されないよう御注意ください。
- ✓予算の範囲で事業を実施するため、申請総額が予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。